

令和2年第6回総社市農業委員会総会議事録

- 1 開会 令和2年6月10日(水) 午後1時30分
- 2 閉会 令和2年6月10日(水) 午後2時37分
- 3 場所 総合福祉センター 3階大会議室
- 4 出席または欠席した農業委員
出席 15人
1番 鎌田 布之(会長代理) 2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当) 4番 林 眞理
5番 河田 直樹 6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭 8番 能登谷 和正
9番 高田 稔 10番 定井 正雄(会長)
11番 梶谷 範雄 12番 野瀬 秀子
13番 横田 幸則 14番 高谷 均(農政担当)
15番 本行 逸
- 5 出席した農地利用最適化推進委員
小西 安彦 風早 克義
- 6 職務及び説明のため出席した者の職氏名
農業委員会事務局
局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美
- 7 議事録署名委員
8番委員 9番委員
- 8 本日の議事日程
第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第27号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第28号 農用地利用集積計画について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

今、農繁期真っ只中でございます。そして、新型コロナウイルスもまだまだ消えることなくやっております。そして、前回も言いましたように大型特殊免許ということで、非常に委員とも話をしたんですけど、教習所がいっぱいという事でございます。本当に去年の9月、10月から、免許については非常にやかましくなっておりますけど、免許の問題は非常に難しいんじゃないかならうかと思えます。また、農作業もしなくちゃいけないところが、板挟みになっておるんじゃないかな

ろうかと思っております。何にしてもそういう免許は免許で取得しておかないといけないと思っております。この前改良区の方が役員会がございまして、ちょっと触れたこととお話させていただきます。

何かと言いましたら、御冗談ですけれど、この前下原のほうの方が●●●●という人が、約10町程作って140枚あるよっていうふうな話で、今小西委員から聞きましたら、今15町程作っておるんだという事でありまして、枚数的には非常に多くて数が数えられんいうぐらいの感じじゃないかと思う。私の所は平成12年から、24年にかけて圃場整備事業をやりまして、48町が42町程になって、850枚が320になっておりまして、今42町になっているところが組合、法人化になっておりますけど21町程預かってやっております。これは、9億9千6百万円ほどかけてやっております、これも用水はバルブ方式ということでありますので、非常にいい面があります。そして、この前、乾田直播きと言って水の中を田植するのではなくて、粃を直接まいて5町程やりまして、枚数が14枚でございまして。5町が2日間ほどで種まきをしまして、横の方が1日半ぐらいで済みまして、これは以前は乾田直播きというのが非常に流行っておりましたけれど、最近は流行っておりましたんですけど、草が大変だったので途中辞めになっておりましたけど、最近除草剤が非常に良くなってきておりまして、私の所も今3年ほどかけて乾田直播きいうのをやっております。何にしても農地言うのは作物を作りやすくする。辞めたときになっても農地を預かってくれるような農地にしておかなければならぬだろうと思いますし、総社市におきましても約48パーセント程が改良されております。どこを走っても非常に三角四角そこへ水を入れるのどうするんなら、そこの田んぼに行くのにどうなんだっていうような所も見受けられますけど、圃場整備をして、作物を作りやすく、誰でも作れるような農地にしていただきたいなというふうな事をこの前にもお願いしておりますけれど、皆さん方も作りやすい農地であってほしいなということでもあります。

それでは、ただ今より令和2年第6回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席は15名でございまして。そして農地最適化推進委員の方が2名出席しております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。

よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いをいたします。

【議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第24号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号12番】

(農地担当)

それでは、2ページ12番。秦の件から、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

●●さんは前回2件、秦の農地を譲り受けられていますが、その2件に関しましても草管理とか地域の行事、溝掃除、道掃除の行事にもきちんと参加されていまして、何ら問題は無いと思われま
すので、審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして、13番、下原の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

この譲受人と譲渡し人の関係なんですけれど、これはいところ同士にあたります。譲渡し人の方はここにもありますように●●の方に住んでおられまして、親の代から出ておられるという事で、譲渡し人は下原の方には全然おられたことは無い。ただ、親の名義だったものを相続されたという事があります。それで、今後も帰ってくる予定が全く無いということで、地元にいる譲受人、いところにあたる譲受人の方には是非とも引き取って欲しいということで話がありました。現地の方は、現状畑の部分もありますけれども、特に譲受人にとっては問題はありませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

小西委員、何か補足がありましたらお願いします。

(小西委員)

8番委員のご説明の通りですけど、一応農業という事で引き受けておられますので、●●さんが農業機械の方は持っていないという事で、これは下原農業生産組合の一任でございますので、我々昨年立ち会いまして、全部機械のそろっております我々で対応いたしますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当)

続きまして、14番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

この土地は、現在流動化によりまして譲受人が耕作をしております。地元としては何も問題ございませんので、よろしく願います。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号15番, 16番】

(農地担当)

続きまして15番、岡谷の件、その後続きます16番、同じく岡谷の件、関連ございますので一括して審議とさせていただきます。それでは15番、16番これらにつきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この土地につきましては、譲渡人の●●●●さんが親が亡くなった関係で相続をした物件でございますが、当人全くこちらの方へ帰って来る予定もありませんので、処分をしたいということで、先月3件の方に同じような形で売却をいたしております。ただ、その時はそれぞれの田んぼはそれぞれの譲受人の方が耕作をしておりましたので、委託を受けて。単価的には一反当たり10万円ということで、売却をされたようでございます。ただ、今回この15番、16番につきましては、15番は50万、16番は37万ということで、金額が異なっておりますけれども、50万の15番につきましては、この●●さん、譲受人●●さんが新たに農家となる方という事ですね、50万という話になったようです。それから、16番につきましては、岡谷に住まいをされておられる方という事で、37万というような形で決められたようでございます。15番の●●さんの譲り受ける土地につきましては、丁度隣を●●さんが借りて今畑で野菜を作っておられます。その続きの土地という事で今回●●さんが購入されるというようなことになったようでございます。それから16番の土地につきましては、この●●さんが住まいをされておられる自宅の近所にあるという事で

●●さんの方で、譲り受けるというふうなお話になったようでございます。ともに地元の方で農業を一生懸命やっておられる方でございますので、何ら問題ないというふうに考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

詳しくは、風早さんの方からご説明をお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、風早委員お願いいたします。

(風早委員)

先程の説明がありました通りで、それ以上の詳しいことは私も存じておりません。●●さんは、親父さん夫婦で農業をやっております、息子さんが途中で帰って農業を始めたということで、野菜を主に作っております、直販等に出荷しております。

●●さんも岡谷地区では一番耕作面積も広くやっております、この人に任せておけば間違いないと思います。

以上です。

(農地担当)

これらの案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

15番及び16番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第24号の審議は全て終了いたしました。

【議案第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第25号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号5番】

(農地担当)

それでは4ページ、5番、福井の件から現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

今月5日、事務局、定井会長以下林委員、高上委員らと現地調査をしてみました。それでは報告をいたします。現況は、道路脇の側溝みたいなので、東は宅地、西と南が道路、北が田んぼです。特に支障は無いと思われれます。

以上です。

(3番委員)

それでは地元委員から説明をいたします。当該農地、●●●●●より踏切を渡って北へ300メートル程行ったところにございます農地で、旧来からある市街化地区と水田地帯がちょうど入り組んでいる、近年では住宅地の開発が進んでいる市街地化し始めている地域でございます。状況といたしましては、只今現地調査の報告にございました通りでございます。今回の申請でございますが、水田の一部を道路としての転用、4条ということでございますが、実際は側溝部分のようなもので、それを東にある宅地の関係もあり、以前より側溝として使われておりました。この度、そこを道路として市の方へ寄付するという形の申請になっております。旧来よりこの形でございましたので、何も変わることもございませぬので、地元として問題は無いと考えていますので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足をお願いいたします。

(主査)

ご報告にありましたように、既に道路側溝が整備されております。手続きが出来ていなかったため、今回の申請に至ったものです。この度、始末書の方も添付されております。農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませぬでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

続きまして、6番清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は既にコンクリートで舗装された形です。東が道路、挟んで田んぼ、西が宅地、南が道路、北が畑です。特に問題ないと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

この土地につきましては、もう10数年も前から現況にコンクリート舗装はされておりました。転用によりましての周辺農地への影響は無いものと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

こちらもご報告がありましたように、農地法の規定を知らずコンクリート舗装をしてしまっているものであります。今回始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

以上で、議案第25号の審議は全て終了いたしました。

【議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第26号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号8番】

(農地担当)

それでは6ページ, 8番, 総社の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は, 管理された水田で, 東が田んぼ, 西が道路を挟んで田んぼ, 南が宅地, 北が道路を挟んで田んぼです。特に問題は無いと思います。

(3番委員)

それでは, 地元委員からの説明をいたします。当該農地ですが, ●●●●●より東へ行った旧名で諸上のちょっと先にある水田地帯でございます。この案件につきましては, 難波推進委員がお調べくださっていますが, 今日急遽欠席という事で, 事務局が引き継いでおりますので, 発表をお願いいたします。

(主査)

それでは, 難波委員から報告いただいておりますので, それを読ませていただきます。まず場所ですが, ●●●●●の東に●●●●●がありまして, そこから東へ150メートルくらいで住宅地と農地が広がる境の辺りになります。東は田, 南は田と宅地, 西は市道と田, 北は田と市道です。南側の●●●●番●は進入路で, ●●●●番●の道寄りに居宅を建てるという事で, 土砂の流出については隣接地との境界部分にはコンクリート擁壁及びブロック擁壁を設置して流出しないようにするという事です。雨水排水については, 沈殿柵に集水して, 水路と道路側溝に流して, 生活雑排水は公共下水道に接続するという事です。隣接農地への日照通風, 用水についても支障は無いと思います。総合的に判断して, 支障が無いということであります。

(農地担当)

続いて事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが, 市街地化区域に近接し, 市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で, 第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

(農地担当)

それでは, 採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当)

続きまして、9番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は保全管理された水田で、東が道路、西が田んぼ、南と北が宅地です。特に問題ないと思います。

以上です。

(3番委員)

それでは地元委員の説明をいたします。これは旧延本村になります農地で、住宅化を進めている農地でございます。これにつきましても、先程の案件と同じく難波委員から事務局が受けておりますので、事務局よろしくをお願いいたします。

(主査)

それでは報告させていただきます。まず場所ですが、●●●●から北へ200メートルくらいの所で、この地域はここ数年来、転用開発されてきた残った一区画です。東側は市道、南が宅地、西が田んぼ、北は宅地となっています。土砂の流出については、隣接地との境界にはL型擁壁を設置して流出しないようにするという事です。雨水排水は、擁壁外周に排水路、及び沈殿柵を設け、道路側溝へ接続するという事です。生活雑排水は公共下水道に接続するという事です。西側農地へ対しての日照通風については、境界より1.5メートル以上離して建築するという事で、用水共に支障は無いものと思われまます。

続きまして、補足といたしまして農地区分になりますが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当)

続きまして、10番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、真砂土で地上げされた状態の畑地です。東が道路、西が畑、南も畑、北が水路となっています。特に問題ないと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

用水について、近隣農地に影響ないようです。排水については、雨水は沈殿柵、生活排水は合併浄化槽で処理をして既存の排水路へ接続するという事です。予定建築物の高さが9メートルぐらいで、極力支障のないよう留意するという事になっています。土砂の流出等については境界部分にコンクリートブロック擁壁を設けて土砂流出を防ぐようです。東は市道、南北は宅地、西側の譲渡人の畑が残りますが、進入路を確保しており畑をするとしても困らないでしょうから、問題ないと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

現地調査の報告にもありましたように、ここは既に地上げがされております。これも農地法の規定を知らずしてやったものでありまして、今回始末書が譲渡人の方より提出されております。農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

(農地担当)

続きまして、11番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は個人所有の水路です。東が道路、西が水田、南が宅地、北が宅地と水田。特に問題ないと思います。

以上です。

(3番委員)

それでは地元委員からの説明をいたします。当該農地の所在地といたしましては、●●●●がある辺りの南の延新田の中の水路でございます。詳しくは、事務局が難波委員より報告を受けており

ますので、お願いいたします。

(主査)

まず場所になりますが、●●●●の信号から南へ100メートルぐらいの位置になります。宅地と宅地の間に今回の申請地であります212番4の水路があります。この水路は、従来より西側に隣接する220番の田の水路として利用されており、今回この土地を相続するにあたり、水路として申請地を購入するという事だけで何の問題もないと思われまます。

続きまして補足に入りますが、農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、清音軽部の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は保全管理された畑地です。東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。特に問題ないと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(7 番委員)

この土地は農振解除された後に転用されるものでございまして、譲受人は娘さん夫婦でござい
ます。用水への影響はありません。生活雑排水は公共下水道でございまして、雨水は宅地枿から既存
の水路へ放流します。西は残地で自作地となります。東は道路で日照通風に影響は無いものと思
います。土砂の流出につきましてはブロック擁壁の設置で防止します。総合的に問題ないと思
いますので、よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という事で、
第1種農地と判断しております。例外規定の集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで農業会議への諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして、13番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は保全管理された水田で、東が田んぼ、西が道路、南が田んぼ、北が畦道を挟んで水路です。特に問題ないと思われまます。

以上です。

(3番委員)

それでは地元委員から説明をいたします。当該農地は、●●●●の東南にあります住宅地にすぐ隣接した農地でございます。難波委員から事務局が報告を受けていますので、事務局よろしく願ひいたします。

(主査)

それでは報告させていただきます。まず場所ですが、●●●●の信号から北の●●●●の方へ150メートルくらいの所であり、市街化区域との境になります。東は田、南が田、西が市道、北は狭い道と北側に水路があります。土砂の流出については北側、東側、南側の境界部分にはブロック擁壁を設置して西側の市道側には可変側溝を設置して流出しないようにするという事です。雨水排水につきましては集水桝を設けて、既存の水路に流し、生活雑排水は公共下水道に接続するという事でありまます。

東側と南側の農地への日照通風につきましては、境界より1.5メートル以上離して建築するという事で、用水共に支障が無いと思われまます。

続きまして、補足として農地区分になりますが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番、15番、16番】

(農地担当)

続きまして、14番、上林の件でございますが、後に続きます15番それから16番も同一区域内でございますので、一括審議とさせていただきます。それでは14番から16番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は保全管理された2反半ほどの水田のうちの、四隅の内の三隅になります。14番、●●番●の周辺の状況ですが、東が田んぼ、西が道路、南も道路、北が田んぼです。15番、東が田んぼ、西と南が道路、北が田んぼです。16番、東が宅地、西が田んぼ、南が道路、北が田んぼです。特に問題ないと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

14番の●●番●については、先月●●番●が取り上げられましたが、その一部です。いずれも近隣農地の用水路には影響が無いようです。排水についても、いずれも雨水は沈殿槽、生活排水は合併浄化槽を設けて既存の排水路に接続し、直接流入を避けるということのようです。予定建築物は、それぞれ高さが7、8メートルということで、そんなに高くないということで極力支障のないように留意するという風に報告されております。土砂流出についても、ブロック擁壁を設けて流出を防ぐということで、総合的には隣接する田の給排水を妨げるということではないようです。ですので問題ないと思われまます。審議よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、3件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

これらの案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

14番、15番、16番これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号17番】

(農地担当)

続きまして、8ページ17番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は保全管理された水田で、東と西が田んぼ、南が道路、北が田んぼです。特に問題ないと思われま

われま

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

この件についても近隣農地の用水路に影響は無いようです。排水等も沈殿柵、あるいは合併浄化槽を設けて申請地南側の排水路へ接続して処理後の排水ということになっております。日照通風についても、極力支障が無いように留意するということです。この件についても、隣接する田の用排水等妨げることが無いので問題ないと思われま

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

以上で、議案第26号の審議は全て終了いたしました。

【議案第27号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第27号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第27号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号2番】

(農地担当)

ただ今事務局から説明いただいた案件でございますが、地元委員として私が確認しておりますので報告いたします。

今回の申請でございますが、●●●●●●●の南で黒尾線から一本入った旧道沿いになる個人の駐車場、車が1台2台が止めるかぐらいの小さい昨年か一昨年ぐらいに転用した駐車場なんですけれども、そこに一部分、市道が掛かっております。その関係で、実際はその駐車場の中に入り込んでおる部分でございます。その関係で用途廃止が上がってきておりますが、地元としては現状が何も変わる訳でもなく、問題は無いと考えておりますので、周辺営農上も用途廃止をかけても何も変わらないと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

問題なければ、用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、周辺営農上問題なしと回答させていただきますが、先程事務局からもありましたように、法務局等の手続き等を待っての回答とさせていただきます。

【議案第28号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に、議案第28号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第28号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

ただ今事務局から説明ございました流動化でございますが、今回1件出ております。
この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

特に問題なければ原案通り承認としてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは原案通り承認とさせていただきます。

【報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第17号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第17号 報告書について朗読】

【報告第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第18号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第18号 報告書について朗読】

【報告第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第19号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第19号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページ以降は、その他報告事項となっております。ご覧ください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が2件、5条関係が10件ございました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺営農上問題なしといたしました。

また、農用地利用集積計画について、原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に日程第4のその他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【農地転用許可処分取消し請求事件について】

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

今次長の方から報告のありました駐車場の裁判。皆様方も農業委員会のこの審議会と言いますか、決断というのが書面は許可になっておりますが、●●さん自体が考え方そのものが、異論を出してくるという風なことが裁判になったということで、非常に私自身も困ったなという感じなんですけれど、色んな方がおられますから、慎重に審議をしていただきたいということ。粛々と許可が得られるような形で許可を出しているというようなことでありますけれど、色んな方がおられますので色んなことに注意してやらないといけないなという感じであります。

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様ご苦勞さまでございました。暑さも30度を超えるような日が増えてきております。農業の方もこれから本格的に田植えが始まる所も多いと思います。それと、コロナウィルスもまだ終息宣言とまではいかないですけど、緊急事態の解除まではきたんですけど、後が収まりがどうなるか分からないような状態ですので、健康には十分留意して農作業に励んでいただきたいと思います。本日はご苦勞様でした。

閉会 午後2時37分